

## 丘陵地景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	丘陵地の変化に富んだ地形を生かした区画とするなど、丘陵地の景観特性を生かした土地利用計画とする。 記載欄
	事業地内外の緑が、丘陵地、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 記載欄
	計画敷地内やその周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらを生かした計画とする。 記載欄
	不整形な残地は、緑地などとして活用する。 記載欄
(2) 造成等	
	丘陵地の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。 記載欄
	尾根や斜面での造成等は、できる限り避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成等を行う場合は、法面緑化などを行い、修景に努める。 記載欄
(3) 緑化	
	事業地内は、既存の緑を保全するとともに、できる限り緑化を行い、周辺や丘陵地の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。 記載欄
	緑化に当たっては、丘陵地の植生に調和した樹種を選定する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--